

# 多職種協働によるチーム医療の推進事業実施要綱

## 1. 目的

「チーム医療」は、「医療に従事する多種多様な医療スタッフが、各々の高い専門性を前提に、目的と情報を共有し、業務を分担しつつも互いに連携・補完し合い患者の状況に的確に対応した医療を提供すること」と一般的に理解されており、質が高く、安心・安全な医療を求める患者・家族の声が高まる一方で、医療の高度化・複雑化に伴う業務の増大により医療現場の疲弊が指摘されるなど、医療の在り方が根本的に問われる今日、我が国の医療の在り方を変え得るものとして、医療現場で実践されている。

質の高いチーム医療の更なる普及・定着を図るために、より一層の職種間連携や患者への普及が必要であることから、職能団体、病院団体による研修を実施し、チーム医療がより一層普及・定着されることを目的とする。

## 2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、「多職種協働によるチーム医療の推進事業実施団体公募要領」により採択された団体とする。

## 3. 事業内容

- (1) 職能団体、病院団体により複数の医療関係職種及び医療機関が合同で、職種間の相互理解やコミュニケーション能力を向上させる研修を実施するものとする。
- (2) 研修実施後は、受講者の意見を把握するとともに研修の効果等を検証し、研修内容・運営方法等の評価を行い、厚生労働省に報告するものとする。